

地域生活支援拠点等に係る加算について

○事業所指定台帳上の要件

- ▶ 地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能を担う事業所については、運営規定に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所として認めることを要する。

（平成30年3月 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

地域生活支援拠点等について【初版】より抜粋）

→拠点等の機能に該当する加算は、事業所指定台帳上で拠点等の届出を要件とするものがあるので注意。

(1) 相談機能の強化

《地域生活支援拠点等相談強化加算》700単位/回

対象事業：計画相談支援、障害児相談支援

- ▶ 障害の特性に起因して生じた緊急の事態、その他緊急に支援が必要な事態が生じた利用者（要支援者）に対し、要支援者あるいはその家族からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業所に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整を行った場合、利用者1人につき1月に4回を限度に算定。

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

《緊急短期入所受入加算》※（Ⅰ）180単位/日→福祉型（Ⅱ）270単位/日→医療型

対象事業：短期入所

- ▶ 緊急利用者を受け入れたときに当該緊急利用者のみ加算。
- ▶ 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者を言う。
- ▶ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応等の事項の記録が必要。
- ▶ 緊急利用者が速やかに居宅における生活に復帰できるよう、相談支援事業所等と密接な連携・相談をすること。
- ▶ 原則加算算定対象期間は7日間だが、やむを得ない事情により7日以内に適切な方策が立てられない場合には、14日を限度に延長は可能。

※拠点等の届出がなくても算定可能

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

《定員超過特例加算》※50単位/日

対象事業：短期入所

- ▶ 緊急利用者を受け入れた結果、運営規定に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を提供することとなった場合、利用者全員につき算定可能とする。
- ▶ 定員超過特例加算は10日を限度として算定する。
- ▶ 緊急利用者を受け入れたことにより大規模減算あるいは定員超過減算の対象となった場合のみ、定員超過特例加算を算定している間に限って、これらの減算を適用しない。

※拠点等の届出がなくても算定可能

(3) 体験の機会・場の機能の強化

《体験利用支援加算》※500単位/日（1日～5日） 250単位/日（6日～15日）

拠点等において提供された場合、+50単位

対象事業：生活介護、自立（機能・生活）訓練、就労移行支援、
就労継続支援A型・B型

《体験利用加算》※500単位/日（1日～5日） 250単位/日（6日～15日）

拠点等において提供された場合、+50単位

対象事業：地域移行支援

- ▶ 障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日に限り算定できる。
- ▶ 拠点等としての届出がある場合、所定単位数に50単位を加える。

(3) 体験の機会・場の機能の強化

《体験宿泊支援加算》120単位/日

対象事業：施設入所支援

《体験宿泊加算》（Ⅰ）300単位/日（Ⅱ）700単位/日（夜間、深夜に見守り等支援を行った場合）

拠点等において提供された場合、+50単位

対象事業：地域移行支援

- ▶ 当該利用者が施設入所支援を利用中である時、施設入所支援を提供している事業者が体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他相談援助を行った場合、体験宿泊支援加算を算定できる。
- ▶ 単身での生活を希望している利用者に対し、単身生活へ向けた課題、目標、期間等を位置付けた地域移行支援計画を作成し、体験的な宿泊支援を行った場合、体験宿泊加算を算定できる。

※体験宿泊加算は拠点等の届出がなくても算定可能

(4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

《重度障害者支援加算》

イ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合（体制加算）

7単位/日

ロ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合（個人加算）

180単位/日

対象事業：生活介護（障害者支援施設が行う生活介護を除く）

- ▶ イに関して、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしておき、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。
- ▶ ロに関して、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。なお、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとする。

8

※拠点等の届出がなくとも算定可能

(5) 地域の体制づくりの機能の強化

《地域体制強化共同支援加算》2,000単位/月

対象事業：計画相談支援、障害児相談支援

- ▶ 支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業所の職員等（支援関係者）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要な支援を共同で実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告した場合に加算するもの。